

令和6年度 船嶽小学校いじめ防止基本方針

1 船嶽小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立船嶽小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「船嶽小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

2 本校のいじめの実態と課題について

- ・対人、対物暴力はほとんどありませんが、いじめの入り口となる、互いの悪口を言い合うなどの言葉による嫌がらせが発生しています。子供同士の人間関係が固定的になっている様子がかがわれるため、継続した指導と支援が必要になります。また、悪口や嫌がらせ等が広がらないように早期対応と未然防止の指導の充実に努める必要があります。
- ・幼少期から人間関係が固定している部分が影響しているせいか、言葉遣いが乱暴になることがあります。温かい人間関係を築き、言語環境に留意した教育活動に努めなければなりません。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」や「何もしないこともいじめである（空気のいじめ）」という雰囲気为学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てよう努めます。

- ・道徳教育や人権教育を充実したり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性や言葉を尊重する心を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
 - ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
 - ・いじめにつながりやすい感情に気を配り、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるように努めます。
 - ・子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を考えるような取組（児童会によるいじめ撲滅の宣言や人権週間の取組、学級や全校での話合い等）を推進します。
 - ・いじめの加害に向かわせないために、子供がしっかり授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感をもてるようにすることが大切です。そのために、規律、学力、自己肯定感・自己有用感が身に付くよう「授業づくり」と「集団づくり」に取り組みます。
 - ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
 - ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。
- ※参照【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・子供との日常のやりとりや、休み時間等の子供の様子に気を配るとともに、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子供たちを見守ります。
- ・ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、教職員間で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※参照 ①【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

②【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。

- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- ・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。
- ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめ等の対策として、一人1台端末の適切な活用の仕方とあわせて、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の一層の充実に努めます。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

① 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」	
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合 	} これらがいじめによるものである疑いが生じているとき
<ul style="list-style-type: none"> ・精神性の疾患を発症した場合 ・転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 	
② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なされている疑いがあると認めるとき」 (年間30日以上欠席を目安とする。)	
<ul style="list-style-type: none"> ・一定期間連続して欠席している場合 	} これらがいじめによるものである疑いが生じているとき

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態に当たるか否かを市教育委員会と直ちに協議の上、適切に判断します。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を検討します。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

※参照「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(平成22年3月 文部科学省)

【表1 STOPいじめ委員会】

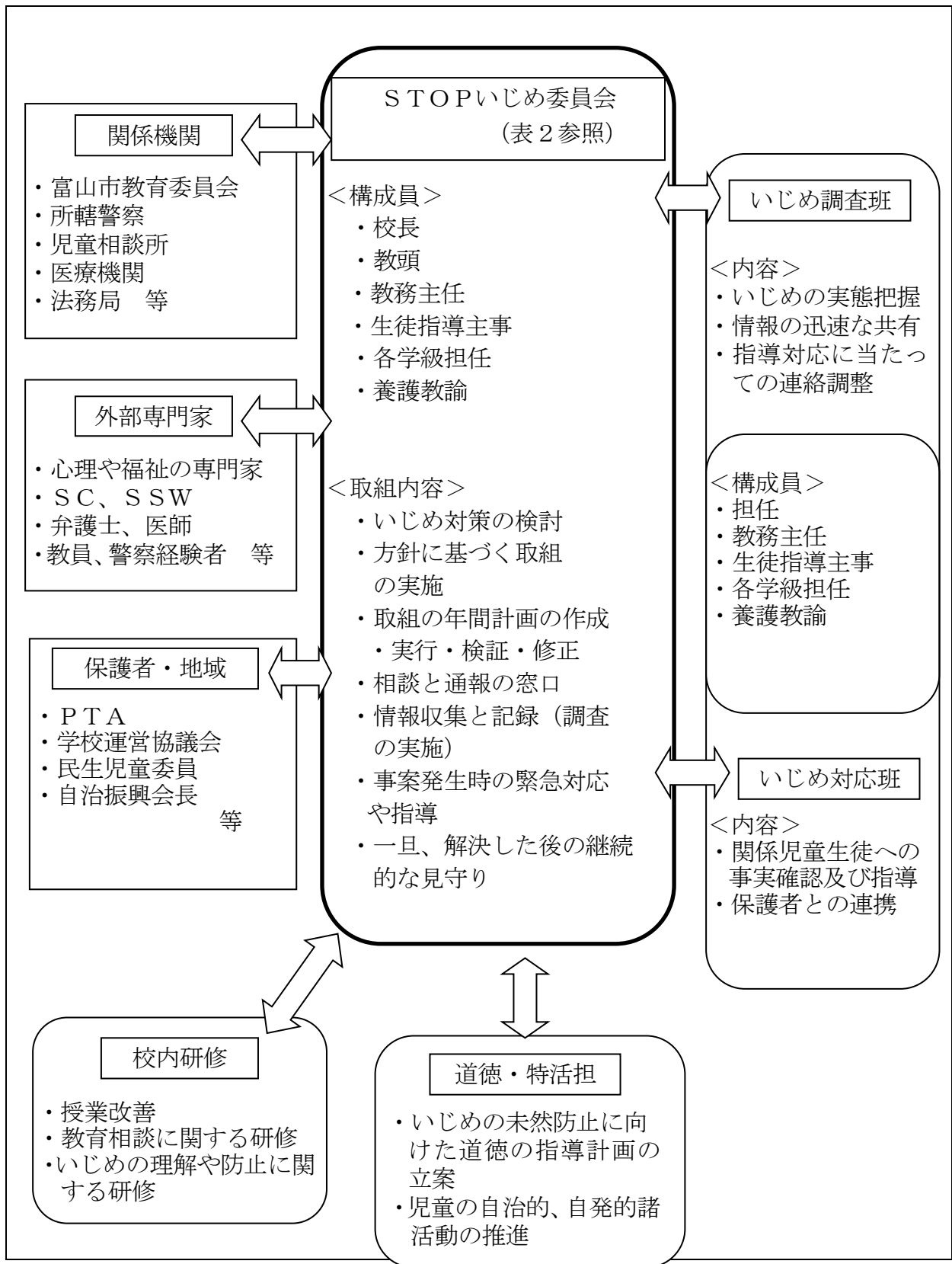
役 職	分担1	分担2	備 考
校 長	総括		
教 頭		対応班	
教務主任	調査班		
生徒指導主事	調査班	対応班	
各学級担任	調査班	対応班	
養護教諭	調査班	対応班	

【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	<p>第1回生徒指導委員会 ・指導方針 ・指導計画等</p> <p>育成会総会及び学年懇談会での保護者啓発</p> <p>職員会議</p>	<p>事案発生時、緊急STOPいじめ委員会の実施</p>	<p>第2回 生徒指導委員会</p> <p>第3回 生徒指導委員会</p>		<p>いじめ問題に関する研修会</p>
未然防止への取組	<p>人間関係づくりの指導① SSTの取組</p> <p>朝・帰りの会・ランチルーム集合時等での日常的なSSTの取組</p>		<p>児童会による未然防止に向けた呼びかけ (集会活動での発表を通して)</p>		
早期発見への取組		<p>いじめについてのアンケート①</p> <p>第1回 教育相談</p>	<p>いじめについてのアンケート②</p> <p>第2回 教育相談</p>	<p>個別懇談会</p>	

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	<p>職員会議 ・夏休み中の情報共有</p> <p>第4回 生徒指導委員会</p>		<p>事案発生時、緊急STOPいじめ委員会の実施</p> <p>第5回 生徒指導委員会</p>	<p>人権に関する研修会</p>	<p>第6回 生徒指導委員会</p>	<p>・本年度のまとめ ・指導計画の見直し</p>	<p>第7回 生徒指導委員会</p>
未然防止への取組		<p>人間関係づくりの指導② SSTの取組</p> <p>朝・帰りの会・ランチルーム集合時等での日常的なSSTの取組</p>	<p>児童会による「人権週間」への取組</p>			<p>道徳・特別活動計画へ生かす</p>	
早期発見への取組	<p>いじめについてのアンケート③</p> <p>第3回 教育相談</p>		<p>いじめについてのアンケート④</p> <p>第4回 教育相談</p>	<p>個別懇談会</p>	<p>いじめについてのアンケート⑤</p> <p>第5回 教育相談</p>	<p>いじめについてのアンケート⑥</p> <p>第6回 教育相談</p>	

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
 (法第22条に基づく組織 <必置>)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

